

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施します。

平成25年5月31日

佐賀県公安委員会委員長 内 田 健

### 1 講習に係る警備業務の区分、講習の種別、実施期間及び定員

講習に係る警備業務の区分	講習の種別	実施期間	定員
法第2条第1項第2号に規定する警備業務	新規取得講習	平成25年7月17日(水)から同月23日(火)まで	25人
	追加取得講習	平成25年7月22日(月)及び同月23日(火)	15人
法第2条第1項第3号に規定する警備業務	新規取得講習	平成25年7月17日(水)から同月23日(火)まで	10人
	追加取得講習	平成25年7月22日(月)及び同月23日(火)	10人

各講習とも午前8時から午後5時30分まで(土曜日及び日曜日を除く。)

定員は先着順とする。

### 2 実施場所

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構ポリテクセンター佐賀(佐賀市兵庫町大字若宮1042番地2)

### 3 受講対象者

#### (1) 新規取得講習

受講申込時において、次のいずれかに該当する者を対象とします。

ア 最近5年間に、受講しようとする警備業務(以下「当該警備業務」という。)の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「1級検定」という。)に係る法第

23 条第 4 項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

ウ 検定規則第 4 条に規定する 2 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「2 級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して 1 年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第 3 条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和 61 年国家公安委員会規則第 5 号。以下「旧検定規則」という。）第 1 条第 2 項に規定する 1 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「旧 1 級検定」という。）に合格した者

オ 旧検定規則第 1 条第 2 項に規定する 2 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「旧 2 級検定」という。）に合格した者であって、当該検定に合格した後、継続して 1 年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習

受講申込時において、当該警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「資格者証等」という。）の交付を受けている者で、次のいずれかに該当するものを対象とします。

ア 最近 5 年間に、当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して 3 年以上である者

イ 1 級検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている者

ウ 2 級検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継

続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの  
エ 旧1級検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に合格した者  
オ 旧2級検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に合格した者で  
あって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分  
に係る警備業務に従事しているもの

#### 4 受講申込手続

##### (1) 受講申込書の受付期間

平成25年6月13日(木曜日)から同月19日(水曜日)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで

##### (2) 受講申込書の提出先

住所地又は営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課(住所地及び営業所の所在地がいずれも佐賀県外である者は、県内いずれかの警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課)へ持参してください。

なお、申込時に申込者の本人確認を行いますので、申込者の本籍及び氏名を確認できる資料並びに印鑑を持参してください。

##### (3) 提出書類

###### ア 共通

(ア) 警備員指導教育責任者講習受講申込書(縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの顔写真1枚を貼り付けること。) 1通

(イ) 代理人が警備員指導教育責任者講習受講申込書を提出する場合にあっては、申込者本人の記名及び押印がある委任状 1通

###### イ 新規取得講習

(ア) 3の(1)のアに該当する者

a 当該警備業務の区分に係る警備業務に従事したことを証明する警

備業者等が作成する書面（以下「警備業務従事証明書」という。）

1 通

b 履歴書 1 通

(イ) 3の(1)のイに該当する者

当該警備業務の区分に係る1級検定合格証明書の写し 1 通

(ウ) 3の(1)のウに該当する者

a 当該警備業務の区分に係る2級検定合格証明書の写し 1 通

b 警備業務従事証明書 1 通

(エ) 3の(1)のエに該当する者

当該警備業務の区分に係る旧1級検定合格証の写し 1 通

(オ) 3の(1)のオに該当する者

a 当該警備業務の区分に係る旧2級検定合格証の写し 1 通

b 警備業務従事証明書 1 通

ウ 追加取得講習

(ア) 3の(2)のアに該当する者

a 警備業務従事証明書 1 通

b 履歴書 1 通

c 資格者証等の写し 1 通

(イ) 3の(2)のイに該当する者

a 当該警備業務の区分に係る1級検定合格証明書の写し 1 通

b 資格者証等の写し 1 通

(ウ) 3の(2)のウに該当する者

a 当該警備業務に係る2級検定合格証明書の写し 1 通

b 警備業務従事証明書 1 通

c 資格者証等の写し 1 通

(I) 3の(2)の工に該当する者

a 当該警備業務の区分に係る旧1級検定合格証の写し 1通

b 資格者証等の写し 1通

(オ) 3の(2)のオに該当する者

a 当該警備業務の区分に係る旧2級検定合格証の写し 1通

b 警備業務従事証明書 1通

c 資格者証等の写し 1通

(4) 講習の手数料及び納付方法

ア 講習手数料

(ア) 新規取得講習

38,000円

(イ) 追加取得講習

14,000円

イ 納付方法

講習手数料は、受講申込書提出時に佐賀県収入証紙により納付してください。

なお、納付された講習手数料は、返還しません。

5 講習の委託

この講習は、一般社団法人佐賀県警備業協会（佐賀市卸本町5番30号）に委託して行います。

6 その他

講習を受ける際は、筆記用具、ノート類及び印鑑を持参してください。

7 問い合わせ先

最寄りの警察署、佐賀県警察本部生活安全企画課（電話番号0952-24-1111内線3033又は3034）又は一般社団法人佐賀県警備業協会（電話番号0952-38

-2016 )